

草津市公報

発行日 令和3年5月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 8 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎規則

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則(職員課) 1

◎告示

草津市居宅介護支援事業所の指定について(介護保険課) 1

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱(男女共同参画課) 2

公示送達について(税務課) 2

草津市議会臨時会の招集について(総務課) 3

市道の路線認定について(土木管理課) 3

市道の路線変更について(土木管理課) 4

道路の区域決定について(土木管理課) 4

道路の区域変更について(土木管理課) 5

道路の供用開始について(土木管理課) 6

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付要綱を廃止する要綱(商工観光労政課) 7

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付審査委員会設置要綱を廃止する要綱(商工観光労政課) 7

生活保護法第49条の規定に基づく施術担当機関指定廃止の届出について(生活支援課) 8

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく施術担当機関指定の廃止について(生活支援課) 8

生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための施術担当機関の指定について(生活支援課) 8

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する
 法律に基づく医療支援給付のための施術担当機関の指定について(生活支援課) 8

草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する
 要綱に基づく事業廃止の届出について(介護保険課) 9

◎公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 9

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 10

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課) 10

一般競争入札の施行について(農林水産課) 11

規 則

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月14日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第50号

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

草津市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する規則（令和2年草津市規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育研究所指導員

」を

「

教育研究所指導員
ひとづくりコーディネーター

」に、

「

1-40

」を「

1-40
1-60

」に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年4月14日掲示済み)

告 示

草津市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により次の者を居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和3年4月6日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
岸本ケアプランセンター	滋賀県草津市芦浦町46番地1	合同会社岸本ケアプランセンター 滋賀県草津市芦浦町46番地1	代表社員 岸本真理子 滋賀県草津市芦浦町46番地1	居宅介護支援	令和3年4月12日	2570601795

(令和3年4月6日揭示済み)

草津市告示第158号

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月7日

草津市長 橋川 渉

草津市男女共同参画推進本部設置要綱の一部を改正する要綱

草津市男女共同参画推進本部設置要綱（平成9年草津市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「総合政策部副部長（男女共同参画担当）」を「男女共同参画センター所長」に改め、同条第4項第2号中「グループ長」を「係長」に改める。

第9条中「男女共同参画課」を「男女共同参画センター」に改める。

付 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

(令和3年4月7日揭示済み)

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月8日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類
国民健康保険税更正・決定通知書
- 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和3年4月15日に送達があったものとみなす。

草津市告示第159号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

市民健康保険料率の決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	LI YITIAN	滋賀県草津市東天台一丁目2番11-201号 アゼンブル	2	2
2	JEON TAE HYUN	滋賀県草津市野路一丁目12番23-203号エスボワール	2	2

(令和3年4月8日揭示済み)

草津市告示第160号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

1 期 日 令和3年4月21日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分承認を求めることについて
- (2) 令和3年度草津市一般会計補正予算(第2号)
- (3) 令和3年度草津市財産区特別会計補正予算(第1号)
- (4) 草津市立健康広場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
- (5) 契約の締結につき議決を求めることについて
- (6) 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- (7) 契約の締結につき議決を求めることについて
- (8) 財産の処分につき議決を求めることについて

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第161号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。

この関係図面は、令和3年4月14日から令和3年4月29日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

道路の種類別 市道

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
5389	野村北32号線	草津市野村五丁目字松田	
		草津市野村五丁目字松田	
5390	上笠北29号線	草津市上笠四丁目字沢ノ町	
		草津市上笠四丁目字沢ノ町	
5391	上笠北30号線	草津市上笠四丁目字上熊川	
		草津市上笠四丁目字上熊川	
5392	上笠北31号線	草津市上笠四丁目字上熊川	
		草津市上笠四丁目字上熊川	
5591	上笠南44号線	草津市上笠四丁目字大町	
		草津市上笠四丁目字大町	
5592	上笠南45号線	草津市上笠四丁目字大町	
		草津市上笠四丁目字大町	
5593	上笠南46号線	草津市上笠四丁目字上熊川	
		草津市上笠四丁目字上熊川	
5594	上笠南47号線	草津市上笠四丁目字上熊川	
		草津市上笠四丁目字松木	
5595	上笠南48号線	草津市上笠四丁目字松木	
		草津市上笠四丁目字松木	
8246	草津南17号線	草津市草津町字大向	
		草津市草津町字大向	
8247	西草津45号線	草津市草津町字北下司	
		草津市草津町字北下司	
8248	木川東55号線	草津市木川町字四石舞	
		草津市木川町字四石舞	
9694	野路91号線	草津市野路四丁目字茶屋後	
		草津市野路四丁目字茶屋後	
9695	南笠東88号線	草津市笠山六丁目字笠山	
		草津市笠山六丁目字笠山	
9734	山寺東24号線	草津市山寺町字北谷	
		草津市山寺町字北谷	

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年4月14日から令和3年4月29日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

整理番号	旧新別	路線名	起点	重要な経過地
			終点	
5377	変更前	上笠北24号線	草津市上笠一丁目字骨コボス	
			草津市上笠一丁目字骨コボス	
	変更後	上笠北24号線	草津市上笠一丁目字骨コボス	
			草津市野村五丁目字松田	

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を決定する。

この関係図面は、令和3年4月14日から令和3年4月29日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

道路の種類 市道

路線名	区間	敷地の幅員	延長(m)	備考
		最小~最大(m)		
5377	上笠北24号線	草津市上笠一丁目字骨コボス40番11から草津市野村五丁目字松田787番2まで	6.0~12.9	224.1

5389	野村北32号線	草津市野村五丁目字松田784番10から草津市野村五丁目字松田784番6まで	6.0~14.0	68.0
5390	上笠北29号線	草津市上笠四丁目字沢ノ町564番8から草津市上笠四丁目字沢ノ町562番5まで	6.2~12.2	25.0
5391	上笠北30号線	草津市上笠四丁目字上熊川780番7から草津市上笠四丁目字上熊川777番5まで	6.4~9.3	43.0
5392	上笠北31号線	草津市上笠四丁目字上熊川780番32から草津市上笠四丁目字上熊川777番5まで	6.3~12.3	118.2
5591	上笠南44号線	草津市上笠四丁目字大町635番14から草津市上笠四丁目字大町635番11まで	6.3~6.3	34.4
5592	上笠南45号線	草津市上笠四丁目字大町635番2から草津市上笠四丁目字大町636番5まで	6.3~12.2	116.0
5593	上笠南46号線	草津市上笠四丁目字上熊川781番5から草津市上笠四丁目字上熊川780番9まで	6.3~10.8	97.1
5594	上笠南47号線	草津市上笠四丁目字上熊川780番22から草津市上笠四丁目字松木630番6まで	6.0~12.4	391.4

5595	上笠南48号線	草津市上笠四丁目字松木630番4から草津市上笠四丁目字松木630番55まで	6.0~11.6	73.0	
8246	草津南17号線	草津市草津町字大向1905番15から草津市草津町字大向1905番20まで	6.7~10.9	83.8	
8247	西草津45号線	草津市草津町字北下司1660番4から草津市草津町字北下司1658番11まで	6.0~11.6	79.4	
8248	木川東55号線	草津市木川町字四石舞902番1から草津市木川町字四石舞900番2まで	5.8~12.8	71.7	
9694	野路91号線	草津市野路四丁目字茶屋後1140番14から草津市野路四丁目字茶屋後1140番5まで	6.0~11.9	54.7	
9695	南笠東88号線	草津市笠山六丁目字笠山322番466から草津市笠山六丁目字笠山322番461まで	6.0~14.0	66.6	
9734	山寺東24号線	草津市山寺町字北谷281番9から草津市山寺町字北谷230番6まで	10.0~22.0	658.3	

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年4月14日から令和3年4月29日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

道路の種別 市道

路線名 5113 芦浦10号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市芦浦町字上東215番3から	変更前	3.8~3.8	8.5	
草津市芦浦町字上東213番まで	変更後	6.0~6.0	8.5	

路線名 5554 上笠南24号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市上笠二丁目字五反長285番3から	変更前	6.2~10.0	92.7	
草津市上笠二丁目字神保町295番13まで	変更後	6.2~10.0	205.9	

路線名 7258 南山田西20号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市南山田町字山寺853番13から	変更前	4.0~5.4	21.7	
草津市南山田町字山寺874番2まで	変更後	6.0~9.5	21.7	

路線名 8166 草津団地1号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市草津町字大向1908番4から	変更前	2.3~2.8	19.6	
草津市草津町字大向1911番55まで	変更後	6.5~7.0	19.6	

路線名 9524 南笠東17号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市笠山六丁目字笠山322番467から	変更前	3.0~6.7	39.9	
草津市笠山六丁目字笠山322番452まで	変更後	6.4~7.0	39.9	

路線名 9702 山寺東2号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字北谷230番14から	変更前	6.2~7.4	114.2	
草津市山寺町字北谷230番5まで	変更後	6.4~11.0	114.2	

路線名 9712 馬場東1号線

道路の区域

区 間	変更の前後	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
草津市山寺町字八反田880番から	変更前	3.0~6.8	94.0	
草津市山寺町字八反田879番1まで	変更後	3.0~5.0	94.0	

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年4月14日から令和3年4月29日まで建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月14日

草津市長 橋 川 涉

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	供用開始日	備考
5113 芦浦10号線	草津市芦浦町字上東215番3から 草津市芦浦町字上東213番まで	令和3年 4月14日	
5377 上笠北24号線	草津市上笠一丁目字骨コボス40番11から 草津市野村五丁目字松田787番2まで	令和3年 4月14日	
5389 野村北32号線	草津市野村五丁目字松田784番10から 草津市野村五丁目字松田784番6まで	令和3年 4月14日	
5390 上笠北29号線	草津市上笠四丁目字沢ノ町564番8から 草津市上笠四丁目字沢ノ町562番5まで	令和3年 4月14日	
5391 上笠北30号線	草津市上笠四丁目字上熊川780番7から 草津市上笠四丁目字上熊川777番5まで	令和3年 4月14日	
5392 上笠北31号線	草津市上笠四丁目字上熊川780番32から 草津市上笠四丁目字上熊川777番5まで	令和3年 4月14日	
5554 上笠南24号線	草津市上笠二丁目字五反長285番3から 草津市上笠二丁目字神保町295番13まで	令和3年 4月14日	
5591 上笠南44号線	草津市上笠四丁目字大町635番14から 草津市上笠四丁目字大町635番11まで	令和3年 4月14日	
5592 上笠南45号線	草津市上笠四丁目字大町635番2から 草津市上笠四丁目字大町636番5まで	令和3年 4月14日	
5593 上笠南46号線	草津市上笠四丁目字上熊川781番5から 草津市上笠四丁目字上熊川780番9まで	令和3年 4月14日	
5594 上笠南47号線	草津市上笠四丁目字上熊川780番22から 草津市上笠四丁目字松木630番6まで	令和3年 4月14日	

5595	上笠南 48号線	草津市上笠四丁目字 松木630番4から 草津市上笠四丁目字 松木630番55まで	令和3年 4月14日	
7258	南山田 西20号 線	草津市南山田町字山 寺853番13から 草津市南山田町字山 寺874番2まで	令和3年 4月14日	
8166	草津団 地1号 線	草津市草津町字大向 1908番4から 草津市草津町字大向 1911番55まで	令和3年 4月14日	
8246	草津南 17号線	草津市草津町字大向 1905番15から 草津市草津町字大向 1905番20まで	令和3年 4月14日	
8247	西草津 45号線	草津市草津町字北下 司1660番4から 草津市草津町字北下 司1658番11まで	令和3年 4月14日	
8248	木川東 55号線	草津市木川町字四石 舞902番1から 草津市木川町字四石 舞900番2まで	令和3年 4月14日	
9524	南笠東 17号線	草津市笠山六丁目字 笠山322番467から 草津市笠山六丁目字 笠山322番452まで	令和3年 4月14日	
9694	野路91 号線	草津市野路四丁目字 茶屋後1140番14から 草津市野路四丁目字 茶屋後1140番5まで	令和3年 4月14日	
9695	南笠東 88号線	草津市笠山六丁目字 笠山322番466から 草津市笠山六丁目字 笠山322番461まで	令和3年 4月14日	
9702	山寺東 2号線	草津市山寺町字北谷 230番14から 草津市山寺町字北谷 230番5まで	令和3年 4月14日	
9712	馬場東 1号線	草津市山寺町字八反 田880番から 草津市山寺町字八反 田879番1まで	令和3年 4月14日	

9734	山寺東 24号線	草津市山寺町字北谷 281番9から 草津市山寺町字北谷 230番6まで	令和3年 4月14日	
------	-------------	--	---------------	--

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第166号

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付要綱を廃止する要綱

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付要綱(平成26年草津市告示第135号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第167号

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付審査委員会設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付審査委員会設置要綱を廃止する要綱

草津市コミュニティビジネス育成費補助金交付審査委員会設置要綱(平成26年草津市告示第136号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、施術を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	廃止年月日
平樂 真人	平樂整骨院	草津市笠山三丁目18-13	令和3年3月14日

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第169号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、施術を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	廃止年月日
平樂 真人	平樂整骨院	草津市笠山三丁目18-13	令和3年3月14日

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定

に基づき、医療扶助のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
平樂 真人	平樂整骨院	草津市野路町3010 グローリ南草津103	令和3年3月15日

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第171号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための施術を担当する機関として、次のものを指定したので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年4月14日

草津市長 橋川 渉

施術者氏名	施術所名称	施術所所在地	指定年月日
平樂 真人	平樂整骨院	草津市野路町3010 グローリ南草津103	令和3年3月15日

(令和3年4月14日揭示済み)

草津市告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第8条の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第78条の11第2号および同要綱第9条の規定に基づき告示する。

令和3年4月15日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
特定非営利活動法人滋賀県健康福祉会あおばなデイサービスセンター	滋賀県草津市山寺町441番地	特定非営利活動法人滋賀県健康福祉会 滋賀県草津市山寺町441番地	理事長 谷 祐治 滋賀県大津市南志賀4丁目9-36	地域密着型通所介護 介護予防型デイサービス	令和3年4月30日	2590600417

（令和3年4月15日揭示済み）

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年4月2日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市東草津三丁目20番12-B201号 リバーサイド 手寫 円	草津市岡本町字澤口358番6	165.50㎡	R34.2	1537

（令和3年4月2日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年4月2日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市青地町93番地10 シエスタ青地 D棟 三澤 隼也	草津市岡本町字澤口358番7	165.50㎡	R3.4.2	1538

(令和3年4月2日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年4月8日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
栗東市林151番地1（Ⅲ-201号） クローヴ・アヴェニュー・M 齋藤 優弥	草津市駒井沢町字一ツ橋370 番	412.10㎡	R3.4.8	1539

(令和3年4月8日揭示済み)

公 告

一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月14日

草津市長 橋 川 涉

1 入札物件

一般競争入札に付する市有財産は、次のとおりとする。

所在地 草津市芦浦町字柿72番1

地 目 宅地

地 積 2,886.70㎡

2 最低売却価格 57,400,000円

3 入札要領の閲覧・配布

- (1) 閲覧・配布期間 令和3年4月14日（水）から令和3年5月25日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 閲覧・配布時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 閲覧・配布場所 草津市役所 本庁舎4階 環境経済部農林水産課農林水産係または草津市ホームページ

4 質疑

- (1) 質疑受付期間 令和3年4月21日（水）から令和3年5月11日（火）まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）
- (2) 質疑受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 質疑方法 電子メール（質問者名、住所または所在地、連絡先、担当者等を明記すること。）

5 入札方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、草津市契約規則、草津市普通財産一般競争入札実施要領、令和3年度草津市市有財産（育苗センター跡地）売払一般競争入札要領および関係諸法令に準じて執行する。

6 申込資格

- (1) 入札の参加者となることができるのは個人または法人で、申込人が入札参加者（落札された場合

はその物件の購入者）となる。

- (2) 2名以上の共有名義で参加できるものとする。

7 申込みのできない者

- (1) 次の事項に該当する場合は入札に参加できない。
- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する草津市の職員
 - ④ 20歳未満（参加申込日現在）の者
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ⑥ 公告日から入札日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者
 - ⑦ 草津市税を滞納している者
 - ⑧ 令和3年度草津市市有財産（育苗センター跡地）売払一般競争入札要領の内容を承諾せず、順守できない者
 - ⑨ 市有財産の買い受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者
 - ⑩ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると草津市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、同様とする。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当すると認められる者
 - ② 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ③ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成

11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者

- ④ 草津市から直接にまたは第三者を経由して不動産を買い受け、または借り受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者
- ⑤ ④に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位に現にある者および違反時にあった者

8 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書等を提出して所定の手続きをしなければならない。なお、一度提出された申込書類等は、いかなる理由にかかわらず、一切返却しないものとする。また、共有名義とされる場合は、共有者の連名で申込みをしなければならない。なお、郵便、電話、ファックス、電子メール等による申込みは認めない。

- (1) 受付期間 令和3年4月26日(月)から令和3年5月25日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 受付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 本庁舎4階 環境経済部農林水産課農林水産係
TEL 077-561-2347(直通)

9 提出書類

- (1) 入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書
(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと。)
- (2) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 誓約書
- (4) 委任状および受任者本人と確認できるもの(運転免許証など) [代理人により入札および契約をしようとする場合のみ。]
※ (2)については、発行後3か月以内のものに限る。
※ 共有名義で申し込む場合、提出書類(2)(3)は共有者全員のものが必要。

10 入札日および開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和3年6月4日(金)

- (2) 入札開始時刻 午前10時00分
- (3) 開札開始時刻 入札終了後直ちに開札を行うものとする。
- (4) 入札および開札場所 草津市役所 本庁舎2階 特大会議室

11 入札保証金に関する事項

入札者は、令和3年6月1日(火)までに入札金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金(円未満切り上げ)として草津市に納付するものとする。入札保証金は、利子をつけず、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後に還付する。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は草津市に帰属するものとする(落札者が「7」に該当する者であることが判明し、その入札が無効になったときを含む。)

12 入札の方法

- (1) 入札は、所定の入札書により行う。
- (2) 入札者が代理人(復代理人を含む。)により入札するときは、代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。
- (3) 郵便等による入札は、認めない。
- (4) 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (5) 入札者は、入札前に入札保証金の払い込みが確認できるもの(納入通知書兼領収書)を係員に掲示して、係員の確認を得るものとする。
- (6) 入札の当日出席しなかった者または入札開始時刻に遅刻した者は、棄権したものとみなす。

13 入札書の記入方法

- (1) 入札書には、入札金額(物件の価格の総額)、入札者(代理人(復代理人を含む。以下同じ。))により入札する場合にあっては、入札者および代理人の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと)を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。
- (2) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

14 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後または契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書記載の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名および押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を納付せず、またはその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者およびその代理人が他の入札代理人となったとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 草津市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (12) 郵便、電話、ファックス、電子メール等により入札したとき。
- (13) 事前に公表した最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (14) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (15) その他入札に関する条件に違反したとき。

15 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低売却価格以上でかつ最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとする。この場合において入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）および落札価格を入札者に知らせるものとする。なお、落札価格については草津市ホームページで公開するものとする。

16 入札の中止等

- (1) 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと

認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。

- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合においても、入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- (3) (1)、(2)の場合において、入札参加者に損害が生じた場合、草津市は弁償の責を負わないものとする。
- (4) (2)の規定により入札を中止した場合、既に納付された入札保証金は入札者に還付するものとする。

17 落札決定の取消し

- (1) 入札金額の記載間違いなどがある場合は、落札者の決定が取り消されることがある。
- (2) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しないとき、および落札者が「7」に該当し、入札に参加できない者であることが判明（共有名義で申し込む場合は、共有者全員が条件となる。）した場合、落札の決定は取り消しとなる。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しない。また、納付された入札保証金は草津市に帰属するものとする。

18 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約の締結までに、契約保証金として契約代金の100分の10以上の金額を草津市に納付するものとする。この場合において、入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は、売買代金の残金の支払いが指定期日までに行われなかった場合等により契約が解除されたときは、違約金として没収する。

19 契約の締結

- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に土地売買契約書を草津市に提出（提出する契約書2部のうち1部について落札者の負担により印紙を添付のこと）して草津市と契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、草津市が落札者とともに契約書に記名捺印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結の日から30日以内に売買代金の全額を納付書により納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

- (4) 落札者は、売却物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
- (5) 落札者は、売却物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。
- (6) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあるときは、契約を締結しない場合がある。
- (7) 売買契約は、入札参加申込書に記載された名義でのみ行い、共有名義で入札に参加した場合は、共有者全員の連名としなければならない。
- 20 契約の解除

契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。

 - (1) 契約に定める義務を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
 - (3) 上記(1)または上記(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。
- 21 所有権の移転
 - (1) 所有権移転の時期は、契約代金が完納された日とする。
 - (2) 売却物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- 22 土地の譲渡等の禁止

契約者（落札者）は、所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。

 - (1) 土地を第三者に譲渡すること。
 - (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
 - (3) 土地に物件を設置すること。
 - (4) 土地の形質を変更すること。
- 23 登記手続き

所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、草津市が行うものとする。なお、登記手続きに必要な費用は、契約者（落札者）の負担とする。
- 24 公課公租等

代金完納後の公課公租等は、契約者（落札者）の負担とする。
- 25 契約にあたって付する主な特約

- (1) 契約者（落札者）の負担において、以下に掲げる土地の整備工事を行うものとする。

【整備工事対象土地】

番号	所在地	地目	面積(㎡)
①	草津市芦浦町字柿72番4	公衆用道路	27
②	草津市芦浦町字柿72番5	用悪水路	133
	草津市芦浦町字柿72番6	用悪水路	124
③	草津市芦浦町字柿72番1の隣接する水路	-	-
	草津市芦浦町字柿72番5	用悪水路	133

【工事内容】

令和3年度草津市市有財産（育苗センター跡地）売却一般競争入札要領参考資料の契約書（案）の添付図面どおりに整備工事を行うものとする。

- ①側溝の改修および道路の舗装、デリネーターの設置（市道芦浦1号線側）

工事内容	説明欄
道路側溝（暗渠部分）の改修	道路側溝（暗渠部分）を改修し、自由勾配側溝・自由勾配側溝用柵を設置すること。
道路舗装（車道用）	草津市が指定する箇所の舗装を行うこと。
安全対策の実施	草津市が指定する箇所にデリネーターを設置すること。

- ②U字側溝の一部改修および側溝蓋の撤去、側溝管理用通路の施工、既設ネットフェンス撤去箇所の補修（北側、南側）

工事内容	説明欄
U字側溝の一部改修および側溝蓋の撤去	南側の一部18cm幅になっている側溝を30cm幅の側溝に改修すること。また、既存の側溝蓋を全て撤去すること。
側溝管理用通路（張りコンクリート）	北、南両側に側溝管理用通路を設置するため、側溝から約1m幅の張りコンクリートを行うこと。
既設ネットフェンス撤去箇所の補修	北側の擁壁の既設ネットフェンスを撤去したことにより欠損した箇所を補修すること。

③擁壁の補修（北側、市道芦浦9号線側）

工事内容	説明欄
擁壁の補修	草津市が指定する箇所の擁壁の補修を行うこと。

【施工上の留意事項】

実際の施工にあたり、図面どおり施工できないことが判明した場合、草津市と協議の上、現場状況に応じ、修正して施工しなければならない。

【その他条件】

- ① 契約締結後1年以内に、上記に掲げる工事をを行うものとする。ただし、契約者（落札者）は、やむを得ない事情により期限の延長を必要とするときは、あらかじめ理由を付した書面を草津市に提出し、承認を得なければならない。
- ② 整備工事に要する一切の費用は、契約者（落札者）の負担とする。
- ③ 草津市は、土地の整備工事が完了するまでは、整備工事にかかる現地調査とともに契約者（落札者）から必要な報告を求めることができる。この場合において、契約者（落札者）は調査を拒み、もしくは妨げ、または報告を怠ってはならない。
- ④ 契約者（落札者）は、整備工事および整備工事で発生した廃棄物等の処理が完了したときは、速やかに、草津市に整備工事の完了を書面により報告することとし、草津市の検査を受けなければならない。
- ⑤ 契約締結日から、整備工事の検査に合格した日までの、構造物等の管理責任は契約者（落札者）にあるものとし、善良な管理者の注意をもって構造物等を管理しなければならない。この場合に必要一切の費用は、契約者（落札者）の負担とする。なお、契約者（落札者）は、構造物等に関し、質権、使用貸借による権利または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を設定することができない。
- ⑥ 管理上または整備工事に必要な範囲を超えて構造物等を使用し、または第三者に使用させてはならない。
- ⑦ 整備工事および廃棄物の処理等において、関係法令等を遵守するとともに、整備工事に伴い第三者から苦情または異議申立てがあったときは、契約者（落札者）の責任において解決するものとする。この場合において、第三者に危害

または損害を与えた場合は、契約者（落札者）はその責めを負うものとする。

- ⑧ 整備工事に伴い官公署等との協議、届出等が必要なときは、契約者（落札者）の責任において行うものとする。
 - ⑨ 整備工事に関し、契約に定めのない事項については、草津市と契約者（落札者）とが協議して定めるものとする。
- (2) 公序良俗に反する使用等の禁止について次の特約を付するものとする。
- ① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならない。
 - ② 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
 - ③ 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記(2)①、②の使用禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、上記(2)①、②の定め反する使用をさせてはならない。
 - ④ 上記(2)③の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に上記(2)①、②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。
 - ⑤ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記(2)①、②の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、契約者（落札者）は、(2)①、②の使用の禁止をまぬがれるものではない。
 - ⑥ 上記(2)⑤の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に、上記(2)①、②、⑤の内容を遵守させなければならない。
- (3) 上記(1)、(2)について、草津市が必要であると認めるときは、実地調査等を行うものとし、契約者（落札者）およびその後の譲受人等は協力しなければならない。
- (4) 上記(1)、(2)に違反したときは売買代金の3割、上記(3)に違反したときは売買代金の1割を違約金（違約金に1円未満の端数があるときは、その端

数金額は切り捨てる。)として草津市に支払うものとする。

- (5) 上記(1)、(2)に違反したときは、上記(4)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とし、買戻しの特約登記をするものとする。

26 留意事項

入札の参加にあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 水道、電気および公共下水道等の引込み費用や接続費用などは、契約者（落札者）の負担とする。
- (2) 物件調書・位置図は参考資料として利用すること。また、土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者自身で関係機関に確認すること。
- (3) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性がある。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。現地説明会は実施しないので、現地の状況は、必ず入札参加者自身で確認すること。

27 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市環境経済部農林水産課農林水産係
TEL:077-561-2347 FAX:077-561-2486
Email:morin@city.kusatsu.lg.jp

(令和3年4月14日揭示済み)

